

壬戌十一月六日

右は御眞翰を、奥村兵部殿文法に引直被渡之。

一六 大小將組江戸表供番・詰番之次第

初年供番一	詰番三
二年一罷歸	詰番五・三罷歸
三年供番二	詰番四・五罷歸
四年二罷歸	詰番六・四罷歸
五年供番三	詰番五・六罷歸
六年三罷歸	詰番一・五罷歸
七年供番四	詰番六・一罷歸
八年四罷歸	詰番二・六罷歸
九年供番五	詰番一・二罷歸
十年五罷歸	詰番三・一罷歸
十一年供番六	詰番二・三罷歸
十二年六罷歸	詰番四・二罷歸
十三年供番一	詰番三・四罷歸

右十二年に而一返相濟、十三年に至初年返り申候。以上。
丑四月初日

覺

一、大小將組之儀、今年より定之通組頭共に江戸に可相詰、内々定置候趣替付遣候。然上は何とぞ改而申出時分は各別、左茂無之候は、毎度此方より不及申渡、供番之組々連々其用意仕、萬事無滞様に可相心得事。

一、組中勝手不如意之者多候所、度々參會・振廻等仕儀不可然候。且又衣服連々結構に成候。江戸其外他國供使之外は、成次第簡略可仕事。

附、無用之諸道具等調申儀、彌以堅指留可申事。

一、侍中不似合仕形之者少々有之様相聞候。頭々不用異見不行儀者は、先年より申渡置候通、無用捨可致言上候。尤寄持之行狀之者、是以可達聽事。

右之趣聊無油斷可在其心得者也。

丑四月初日

一七 大小將組頭馬幟及び番頭指物等之事

私共馬じるし、并御番頭指物兩様之紙形上之候處、入御覽、御親翰被成下、謹而拜戴仕候。右紙形、大概御定之通相違無御座候様被爲思召候。但、小旗之幅は少違申敷与被爲思召候。惣而紋之儀は、大小かつこう人々思ひにて、揃不申替御座候。左右之文字は、組に付申候しにて御座候故、大小かつこう大方揃候而可然被爲思召候。私共爲心得一通被仰付可被下与被爲思召候得共、未出來不仕候。先年被仰付候は、一往爲御見被爲成様に被爲思召候。然共是は様子迄にて、文字などのかつかうは御食着無御座出來仕候歟と被爲思召候間、文字は宜ヶ間敷候。扱又馬臉之儀、大小は勿論、文字も面々物數寄次第に御座候得共、大小茂餘幅違不申様に仕可然被爲思召候。文字は其組指物之ごとくにて、其を大に付申心得可仕、是以大概御本被仰付置候得共出來不仕候。何時に而茂出來仕候ば、私共爲心得可被爲見候。乍去是非此御本之通と定りたる儀にては無御座

候。御定之趣は、先年御渡被下候御定書之通に御座候由、委細奉畏候。最前上置候紙形被返下、私共手前に指置申候。御親翰之物并御加筆上之申候。以上。
(五卷二卷)
巳三月二十七日

- 半田五郎左衛門
- 山崎半左衛門
- 半田惣兵衛
- 土方勘解由
- 高田源左衛門
- 野村五郎兵衛

右調、上封じ目高田源左衛門印判に而、二十七日之晚永井傳七・藤田平兵衛同席之所に持參、傳七に相渡す。翌二十八日可指上旨傳七被申候。

覺

一、纏四半三尺四方、乳堅十二横十一、乳長さ三寸。但、縫付共乳幅一寸二分。左右之書込書なりと裏表に兩様調。
一、御番頭指物、幅一尺一寸・長さ六尺。上下紺、中白、三段等分に、上下紋中に字、先は誓なり。乳堅十九・横四。